

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和14年12月31日まで)

秋 本 広 第 1 4 号
令 和 3 年 2 月 1 9 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察マスコットキャラクター運用要綱の制定について（例規）
この度、みだしのことについて別添のとおり制定したので、適正な運用に努められたい。

別添

秋田県警察マスコットキャラクター運用要綱

第1 目的

本要綱は、マスコットキャラクターの運用により、広く県民から親しまれ、警察活動において、県民の理解と協力が得られることを目的とする。

第2 マスコットキャラクターの種別

1 まもるくん

「県民をまもる」、「法律をまもる」、「規律をまもる」及び「県民に奉仕する精神をまもる」をイメージし、「まもるくん」と呼称する。

2 あいちゃん

「県民にあいされるように」をイメージし、「あいちゃん」と呼称する。

第3 マスコットキャラクターの図柄

別紙のとおりとする。

第4 マスコットキャラクターの活用

1 基本事項

秋田県警察で作成する各種印刷物、電磁的広報媒体、警察が主催する行事・広報等警察活動に使用するものとする。

2 留意事項

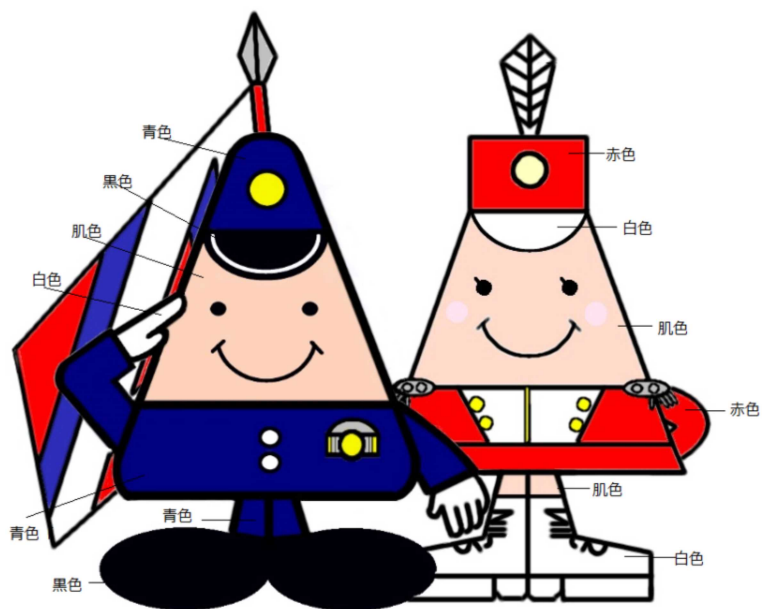
職権を行使するための文書や法令等に定められた様式等には、使用しないものとする。

第5 その他

本要綱に定めるもののほか、秋田県警察のマスコットキャラクターの運用に関して必要な事項は、警務部広報広聴課長が別に定めるものとする。

別紙

秋田県警察マスコットキャラクター
「まもるくん・あいちゃん」



〔まもるくん〕 〔あいちゃん〕

※ デザイン及び色彩は、警務部広報広聴課が管理する基本の画像データによるものとする。また、上記の基本パターンのほか、別に示す他のパターンも任意に使用できるものとする。

サイズは、基本の画像データを任意に拡大又は縮小して使用できるものとするが、縦横の比率は変更できないものとする。

なお、顔の部分を利用した着せ替え等デザインを任意に作成しようとするときは、警務部広報広聴課に連絡の上、事前協議するものとする。